

～ 外国人労働者を雇用する職場の皆様へ ～

結核を広げない!



職場でできる結核対策

今、結核の何が問題？

日本で **若い年代** の **外国生まれ** の患者が **増加**



- ・ アジアでは、結核がまん延しています。
患者の発生が戦後の日本と同程度の国もあります。
- ・ 日本は低まん延国となりましたが、高まん延国から入国した患者などから感染拡大が懸念されます。
職場、寮、高齢者施設などで集団感染がおこっています。



出典：Global tuberculosis report 2024(WHO)

結核の特徴は？

① 結核菌は咳などで飛び散り、吸い込むことで感染



② 風邪と似た症状で、結核だと気づきにくい

- 咳や痰が続く **(2週間以上)** ● 微熱が続く
- 体重が減る ● 寝汗をかく ● 疲れやすい ● 食欲低下



気づかないうちに悪化し、入院が必要になることも。

早く発見できれば、**治療しながら仕事も可能** です。

また、**結核は、薬で治る病気** です。

「結核＝働けない」ではありません。

結核にもいろいろな段階があります。

すべてが人にうつす結核ではありません。

また、発病するのは、感染した人の 1～2 割です。

結核と診断されても、あわてずに 結核の段階を確認 しましょう。

あわてなくて大丈夫！

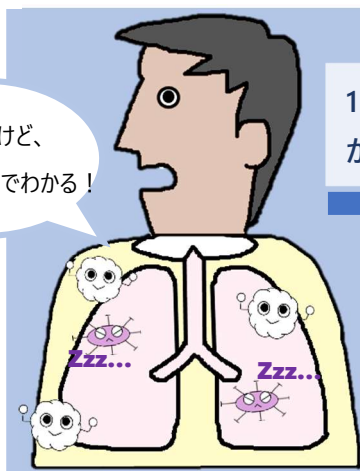


中には、背骨や腸、
脳、首のリンパ節等、
肺以外の結核(肺外
結核)もあります。

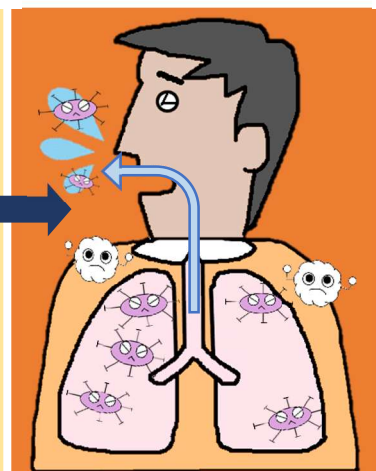
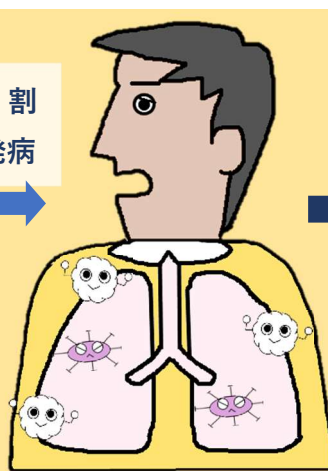
「感染」

「発病」

症状はないけど、
血液検査でわかる！



1～2 割
が発病



病名

潜在性結核感染症
(LTBI)

肺結核

うつす
可能性

ない

低い
(痰検査で 陰性)

高い
(痰検査で 陽性)

通常どおりの仕事・生活ができます。

入院

この段階で発見できれば、

感染拡大を防げます！

・治療開始し、痰検査で陰性
になれば退院できます。
・仕事の復帰の時期は、
保健所に確認してください。

結核を進行させないよう、早期発見 することが重要です。



結核の感染を広げないために あなたの職場でできる5つのこと

これだけはやろう！

結核の発病は、胸部レントゲン検査、痰検査などでわかります。



Action 1 ☐ 雇入れ時健康診断の実施

- ・雇入れ時は必ず、実施しましょう。
- ・労働安全衛生法で定められていない短期従事者にも、就労の条件として実施しましょう。

Action 2 ☐ 定期健康診断での胸部レントゲン検査の実施

- ・年1回、40歳未満でも、胸部レントゲン検査を実施しましょう。

Action 3 ☐ 精密検査が必要な者のフォローアップ

- ・健診で異常があれば、医療機関（可能なら呼吸器内科が望ましい）で精密検査が必要です。
すぐに受診を促し、検査結果の把握と記録をしましょう。

Action 4 ☐ 体調不良者の発見と受診・相談体制の整備

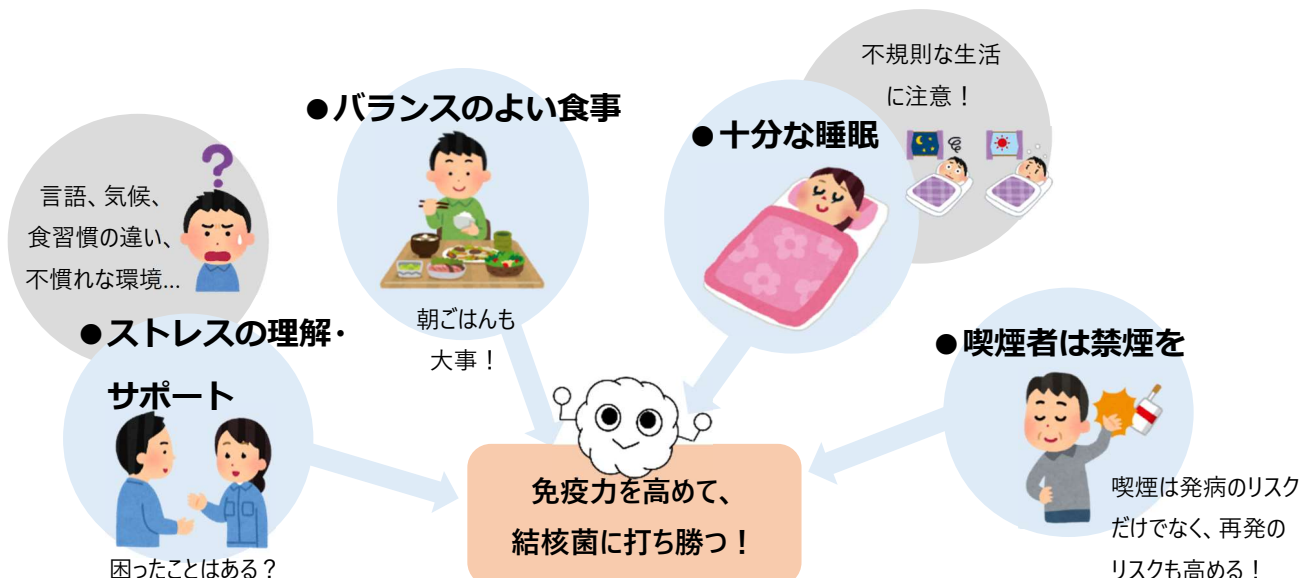
- ・結核の主な症状は、かぜと似ており、結核と気づかない場合も多くあります。
日頃の体調確認で結核を疑う症状に気づいたら、医療機関の受診を促し、検査結果を確認しましょう。
- ・日頃から、従業員が相談できる関係づくりを整えましょう。

仕事休んだら迷惑に
ならないかな...



声かけや通院のサポートがあると安心！

Action 5 ☐ 免疫力を高める生活環境づくり



もし職場で患者が発生したら

■結核は薬で治せます。毎日の服薬が大事です。

あわてない

- ・発病している場合：通常6～9か月薬を飲みます。
- ・潜在性結核感染症（LTBI）の場合：発病を防ぐため、3～6か月薬を飲みます。

■治療費の補助（公費医療負担制度）があります。

あせらない

- ・入院：原則自己負担はありません（勧告入院の場合）。
- ・外来通院：治療費の一部が助成されます。自己負担額は5%です。

■菌が体の外に出ている（排菌している）患者の場合は、

油断しない

更なる発病者・感染者がいらないか確認するため、
保健所が職場への聞き取りや接触者の健診を行います。

結核について多言語版の
動画を見たい方はこちら↓



結核患者発生時の
対応についてはこちら↓



雇用者の声

もしも「すぐに受診するように」と言っていたら…

定期健診結果で、「肺が白い」と言われたけど、そのままになっていました。
すぐに病院に行くよう声をかけ、行ったか確認していたら、もっと早い段階で見つかり、
職場の従業員に感染が広がらなかったのに。



※入国前結核スクリーニングが実施されます。

※90日以上以上の滞在者

対象：6カ国（フィリピン、ネパール、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、中国）の国籍を有する中長期在留者※等
しかし、入国後に発病する患者もいるため、入国後も年に1回健診は重要です。

まずは私たちに
お電話ください。



所在の地域を管轄する保健所へ

- | | |
|----------------------|---------------|
| ◆奈良市保健所 保健予防課 感染症係 | ☎0742-93-8397 |
| ◆奈良県郡山保健所 健康増進課 感染症係 | ☎0743-51-0194 |
| ◆奈良県中和保健所 保健予防課 感染症係 | ☎0744-48-3037 |
| ◆奈良県吉野保健所 健康増進課 感染症係 | ☎0747-64-8612 |
| ◆奈良県疾病対策課 感染症係 | ☎0742-27-8612 |